

沿岸広域振興局長告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年7月18日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 崎浜港線
- 2 供用開始の区間 大船渡市三陸町越喜来字杉下93番5地先から28番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月18日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 平成29年7月18日から同年8月18日まで